

## 海外で運転したい方（国外《国際》運転免許証申請）

受付日	平日のみ（年末年始を除く）										
受付時間と 交付予定時間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="padding: 5px;">受付時間</th> <th style="padding: 5px;">交付予定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">8時45分～9時30分</td> <td style="padding: 5px;">11時30分</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">9時30分～12時</td> <td style="padding: 5px;">14時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">13時～15時</td> <td style="padding: 5px;">16時</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">15時～16時30分</td> <td style="padding: 5px;">翌開庁日（平日）8時45分～</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※ 受付の締切りは申請書類を提出された時間となります 申請書類の作成時間を考慮し、締切り時間の30分前までにお越し下さい。</p>	受付時間	交付予定時間	8時45分～9時30分	11時30分	9時30分～12時	14時	13時～15時	16時	15時～16時30分	翌開庁日（平日）8時45分～
受付時間	交付予定時間										
8時45分～9時30分	11時30分										
9時30分～12時	14時										
13時～15時	16時										
15時～16時30分	翌開庁日（平日）8時45分～										
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証（マイナ免許証をお持ちの方はマイナ免許証）</li> <li>○ 写真 1枚 申請前6か月以内に撮影したもの 無帽、正面、顔中心、無背景で鮮明なもの 縦4.5cm×横3.5cm、白黒でも可（パスポート用写真と同じサイズ）</li> <li>※ 試験場で写真コーナー（有料、2枚800円）を利用できます。</li> <li>○ 外国に渡航する者であることを証明する書面 パスポート、渡航証明書、船員手帳等、海外赴任証明書、留学証明書、ホテルの予定表など eチケットなどの電子証明書は書面で提出</li> </ul>										
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 有効期間が切れた「国際運転免許証」、有効期間が残っているが再発給を希望される方は、その「国際運転免許証」を提出してください。</li> <li>② 国際運転免許証の有効期間は、発給の日から1年間です。 ただし、1年以内であっても運転免許証が失効すると国際運転免許証も失効します。</li> <li>③ 海外滞在中に日本の運転免許証の有効期限が切れる可能性がある方は、「期間前更新」の手続を行うことをお勧めします。</li> <li>④ 免許の種類が「大型特殊免許」「小型特殊免許」「原付免許」「仮免許」のみの方の申請はできません。</li> <li>⑤ 警察署での申請について 警察署で申請される方は、免許証受取までに約1か月かかります。</li> <li>⑥ 国外での運転には、日本の運転免許証の携帯が必要となる場合がありますので、渡航に際しては日本の運転免許証も携帯してください。</li> </ol>										

代理申請	<p>国際運転免許証を申請する方が、すでに外国に渡航し滞在している場合は、代理人申請ができます。</p> <p>申請者が保有する日本の運転免許証の有効期限が、おおむね3か月以上あることが必要です。</p> <p>【必要な書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代理人にあてた委任状 依頼者本人が記載したもので、申請及び受領についてを明記したもの</li> <li>○ 依頼者本人の運転免許証（実物）及びパスポートのすべてのページのコピー（出入国スタンプがない場合は出入国記録が必要）</li> <li>○ 依頼者本人の写真 申請前6か月以内に撮影したもの 無帽、正面、顔中心、無背景で鮮明なもの 縦4.5cm×横3.5cm、白黒でも可（パスポート用写真と同じサイズ）</li> <li>○ 代理人の身分を証明できるもの（運転免許証、パスポートなど）</li> </ul>
手数料	2,250円

参考事項

国外免許？国際免許？	<p>公安委員会の運転免許を受けた人が、日本国外で自動車の運転をする場合に、国外運転免許が必要となります。</p> <p>この免許は国外では「国際免許証」と呼ばれ、免許証は「国際運転免許証」と表示されます。</p>
------------	---